

教育センター内中学校グループ活動運営要項

1 趣旨

不登校生徒に対して、教育センター指導主事及び指導員が次の支援を行い、社会的自立や学校生活への復帰を手助けする。

- (1) グループカウンセリングを通して、不安や悩みを和らげ、生活への意欲化を図る。
- (2) 体験的活動や集団活動を通して、自立心を養い、社会性、協調性を育成し、集団適応を図る。
- (3) 個に応じた学習指導を通して、学習の遅れやつまずきの解消を図る。
- (4) 学習やスポーツに取り組むことを通して、自律的な生活への復帰を図る。
- (5) 原籍校復帰及び真砂中学校教育相談指導教室入級を視野に入れた指導を行う。

2 実施場所

教育センター（千葉市稲毛区轟町3-7-9）内とする。

3 実施日時等

原則として午前10時から午後3時までとする。ただし、次に掲げる日は実施しない。

- (1) 月曜日・木曜日・土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) その他教育センター所長が定めた日

4 対象（通級要件）

次の要件を満たす者で、教育センター所長が認める者

- (1) 原則として千葉市立中学校に在籍する生徒
- (2) 心理的、情緒的要因等により不登校状態にある者
- (3) 本人が通級を希望し、保護者及び在籍校の校長の要請を受けた者
- (4) 反社会的傾向がない者
- (5) 原則として在籍校への復帰や真砂中学校教育相談指導教室への転校を希望する者

5 指導員の資格

指導員は、原則として次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 教員免許所有者や心理学、教育相談等に識見を持っている者
- (2) 中学校グループ活動の趣旨を理解し、不登校生徒の社会的自立や学校生活復帰への支援に積極的に取り組む意欲のある者

6 指導員の職務

指導員は、指導主事の指導のもと、次に掲げる職務を行う。

- (1) 不登校生徒及び保護者に対する教育相談
- (2) 集団活動の企画・運営及び教科学習に対する支援
- (3) 不登校生徒が在籍する学校との連絡・調整

7 入・退級の手続き

(1) 中学校グループ活動の見学・教育相談（面談）

- ① 保護者は教育センターに来所相談を申し込む。
- ② 保護者は教育センター相談員と話し合い、当該生徒が中学校グループ活動に参加することが適切か否かを判断する。
- ③ 保護者同伴の上で、中学校グループ活動の見学をする。

(2) 入級の申込み

- ① 保護者は、中学校グループ活動見学後、中学生グループ活動入級申請書（別紙様

式1)を校長に提出する。

- ② 校長は、当該生徒の中学校グループ活動入級要請書(別紙様式2)を添えて、同入級申請書を教育センター所長あてに提出する。

(3) 試行入級

- ① 入級申請書及び入級要請書を受理後、教育センター所長は試行通級通知書(別紙様式3)を、校長に通知し、試行通級の開始日時を伝える。
- ② 生徒は、指定された日時から通級し、試行通級を開始する。
- ③ 担任は、試行期間中に教育センターにおいて担当指導主事と面談を行う。

(4) 正式入級

- ① 教育センター所長は、正式入級が適当であると判断した場合は、校長を経由し、中学校グループ活動入級通知書(別紙様式4)を保護者あてに通知する。
- ② 正式に入級が認められた場合は、試行通級期間中に通級した日数を通級日として含め、試行通級開始日を入級日とする。
- ③ 担任は、正式入級後も適宜担当指導主事と面談を行い、学校生活への復帰や社会的自立に向けての手立てを話し合う。

(5) 退級

- ① 教育センターと生徒及び保護者との協議の結果、退級を希望する生徒については、校長を経由し、中学校グループ活動退級届(別紙様式5)を教育センター所長あてで提出する。なお、文書作成日をもって退級日とする。
- ② 教育センター所長は、中学校グループ活動通級が不相当であると判断される生徒については、校長を経由し、中学校グループ活動退級通知書(別紙様式6)を保護者あてに通知することができる。なお、文書作成日をもって退級日とする。

8 通級状況の報告、及び学校との連携

(1) 月間通級状況報告

教育センター所長は、当該生徒の中学校グループ活動での月間の通級状況(別紙様式7)を校長に報告する。在籍校の学級担任は、生徒及び保護者への指導・連絡に活用する。

(2) 学校との連携

正式入級となった生徒の学校に対して、中学校グループ活動見学及び担当指導主事との面談を行う。正式入級後も、適宜学校と連絡を取り、定期的に担任面談を行う。

9 指導要録上及び出席簿上の出欠席の取扱い

(1) 指導要録

校長は、通級状況報告書等を参考とし、中学校グループ活動への通級が当該生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合は、指導要録上、出席扱いとすることができる。

(2) 出席簿

出席を確認する時点で、当該生徒が在籍校に登校していなければ事故欠扱いとし、その後中学校グループ活動での通級状況が当該生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合は、出席簿上、出席扱いとすることができる。

10 その他

教育センター内中学校グループ活動の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要項は、平成31年4月1日から施行する。